

## ○桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載要綱

(令和2年1月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市立図書館が購入する新刊雑誌に取り付けるカバー(以下「雑誌カバー」という。)に掲載する広告の取扱いについて、桐生市広告掲載取扱要綱(平成19年11月5日施行)第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌の選定)

第2条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から広告を掲載する雑誌を選定するものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 雑誌カバーに掲載できる広告は、企業、事業所、商店等の広告とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 国内の法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (4) 悪質商法などの社会的問題となっているもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 青少年の健全育成に反するもの
- (7) 誇大表示、不当表示又は表現方法などが不適切なもの
- (8) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の掲載場所)

第4条 広告を掲載する場所は、雑誌カバーの裏面の指定する位置とする。

2 雑誌カバーの表面には広告主の表示と広告を掲載している旨の表示を行う。

(広告の規格等)

第5条 雑誌カバー裏面に掲載する広告の規格は、縦21.0センチメートル、横14.8センチメートル(A5サイズ)以内とし、広告原稿の作成は広告主が行うものとする。

2 雑誌カバー表面に表示する広告主及び広告を掲載している旨の表示の規格は縦4.0センチメートル、横14.8センチメートル以内とし、表示の作成は図書館が行う。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1年間を基本とし、広告の掲載を決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月までとする。

2 雑誌カバー広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の最初の開館日とし、終了する日は当該年度の3月の最終開館日とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は次のとおりとする。

(1) 1タイトルあたり月額1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、月当たりの広告掲載単価に掲載月数を乗じた額に相当する額を納付するものとする。

(2) 広告の掲載料は、掲載決定後、市が発行する納付書により指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(募集期間)

第8条 募集期間は、毎年2月15日(月曜日及び祝日法による休日の場合は、翌開館日)から3月15日(月曜日及び祝日法による休日の場合は、翌開館日)までとし、先着順に受け付ける。

2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合であっても、雑誌カバー広告掲載に申込みことができる。この場合において、広告を掲載する期間は、広告の掲載を決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月までとする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、桐生市ホームページ及び広報紙により行うものとする。

(広告の申込み)

第10条 広告の申込みは、桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに関わる広告が第3条各号のいずれにも該当しないかどうか審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載中止・掲載内容等変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。ただし、広告の差し替えは広告の掲載中2回までとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、広告の掲載に支障があると認められるとき、又は広告主が広告掲載料を指定する日までに納入しなかったときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第15条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(広告審査会)

第16条 第11条に規定する広告の審査を補助し、市長に対して広告掲載の可否に関わる意見を述べるため、広告審査会(以下「審査会」という。)を図書館に置く。

2 審査会は、企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、教育委員会事務局総務課長及び図書館長の職にある者を委員として組織する。

3 審査会に委員長を置き、図書館長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、審査会の会議を招集し、進行するとともに委員の意見を集約する。

5 審査会の会議を招集する時間的余裕がないときは、委員長は書面により各委員から意見を聴取し、これをもって会議に代えることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、雑誌カバーに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。